

○厚生労働省令第百五十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第二項、第十条第一項及び第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月九日

厚生労働大臣 三井 辨雄

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の二・第五条」を「第四条の二―第五条」に改める。

第四条の二中「）第八条」を「）第四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特殊関係事業主）

第四条の三 法第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業主は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該事業主の子法人等
 - 二 当該事業主を子法人等とする親法人等
 - 三 当該事業主を子法人等とする親法人等の子法人等（当該事業主及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 当該事業主の関連法人等
 - 五 当該事業主を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 2 前項に規定する「親法人等」とは、次の各号に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く

。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができ、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過

半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つてゐること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 第一項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等という。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配してい

る場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

4 第一項に規定する「関連法人等」とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

- イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における

当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの
第六条第二項中「法第九条」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二
十四年法律第七十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法
第九条」に改め、「による退職」を「その他事業主の都合」に改める。

様式第二号を次のように改める。



公共職業安定所コード番号					
--------------	--	--	--	--	--

(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日								
事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)			②(フリガナ) 代表者氏名(法人の場合)				
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)			〒()			電話番号 ()	
事業の種類	④産業分類番号			事業の具体的内容			⑤労働組合の有無	
							<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	
定年制の状況	⑦定年			<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)				
	⑧定年の改定予定等			<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし				
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度			<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (<input type="checkbox"/> イ 自社 <input type="checkbox"/> ロ 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等) →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象 (歳まで雇用) 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠(<input type="checkbox"/> ア 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> ロ 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入 → <input type="checkbox"/> ロ 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用) 基準の根拠(<input type="checkbox"/> ア 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> ロ 労使協定を締結せず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)				
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定			<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(平成 年 月より) →内容(<input type="checkbox"/> イ 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ その他) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし				
⑪70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況			<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている(上限年齢を規定していない場合を含む) <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →(<input type="checkbox"/> イ 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ 検討中 <input type="checkbox"/> ハ 70歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ 予定なし)					
⑫常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳~
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)			解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人 (うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人 (うち女性 人)					
⑭過去1年間の定年到達者等の状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(e))	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 継続雇用の終了による離職者数		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b) 継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c) 継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者)	(d) 継続雇用終了者数(基準に該当しない者)				
	(人)	(人)	(人)	(人)				
高齢者雇用推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職			氏名	

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

附則第六項及び第七項を削る。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。